

# ワクチンの迅速な接種のための体制確保 に係る医療法上の臨時的な取扱いについて①

令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡により下記のとおり取り扱います。

## ① 巡回健診等として実施する場合の実施回数(日数)に係る要件の緩和

「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)

【従前】「定期的に反復継続(おおむね週2回以上)または一定の地点において継続(おおむね3日以上)して行われることのないもの」に該当することが要件

【通知】要件を柔軟に取り扱うことが可能(=巡回実施に日数、回数の制限はありません)。さらに、「実施計画」は適切な時期に事後的に提出することが可能。  
(同日同時間帯、それぞれの場所ごとに実施責任者を定めて行うことも可能)

## ② 新たに診療所を開設する場合の許可の申請又は届出に係る期限の緩和

【従前】事前または法で定まった期日までに県または奈良市に提出

【通知】開設予定者に一定の実績があり、医療法に規定する義務(施設・人員・構造設備基準、医療安全等)を行うことが可能であると県(奈良市)が確認できれば、診療所の開設にかかる許可の申請または届出は適切な時期に事後的に行うことが可能。⇒新たに診療所を一時的に開設しようとする際は、事前にご相談ください。

# ワクチンの迅速な接種のための体制確保 に係る医療法上の臨時的な取扱いについて②

## ③ 診療時間等の変更に係る届出の省略※

※医療法人や市町村等が開設する診療所はこの通知にかかわらず届出は不要です。

【従前】 個人が開設する診療所の診療時間や診療日を変更する場合は、一時的であっても法に基づく変更の届出が必要



【通知】 個人が開設する診療所内でコロナワクチンの接種を実施する場合や地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制確保のために設置する診療所の運営に係る業務に従事するため、現に開設している診療所の診療時間や診療日を一時的に変更する場合は、その変更の届出は省略可。

## ④ 診療所の構造設備を変更する場合の許可及び届出に係る期限の緩和

【従前】 事前または法で定まった期日までに県または奈良市に提出



【通知】 地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のための変更であれば、診療所の構造設備※にかかる変更の許可申請または届出は適切な時期に事後的に行うことが可能。

※医師等の従業者の定員、敷地の面積、建物の構造、診察室等各室の用途等

# ワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

## 巡回健診等 実施計画 (様式例1ページ目)

病院・診療所 巡回健診等 実施計画書		令和 年 月
奈良県知事 殿		開設者住所 氏名 電話番号 (法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名)
令和 年 月 日から 令和 年 月 月までの巡回健診等の実施計画書を以下のとおり提出します。	(フリガナ)	
1. 既存の医療機関の名称等	名称	〒
	所在地	
	電話番号	F A X
	管理者の氏名	
2. 実施目的 (該当する□にシ点を 入れること)	<input type="checkbox"/>	7. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断
	<input type="checkbox"/>	1. 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査
	<input type="checkbox"/>	リ. 保険者からの委託に基づく健康診断等
	<input type="checkbox"/>	エ. 公共的公益性を有する定型的な健康診断
	<input type="checkbox"/>	ホ. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 (予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む)
	<input type="checkbox"/>	カ. 地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血
3. 健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法		
4. 移動健診等施設の構造設備を用いる場合	台数： (健診車の平面図・自動車検査証の写しを添付すること)	台
(注) 当該病院または診療所の開設者が医療法人以外の法人 (地方公共団体を除く) である場合には、巡回健診等が業務として位置づけられていることを確認するため定款または寄附行為を添付すること。		

# ワクチンの迅速な接種のための体制確保 に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

## 巡回健診等 実施計画（様式例2ページ目）

場所毎に実施責任者を  
定めて計画を立てます。

### 5. 実施スケジュール

実施年月日	施設名	実施場所の 住 所	健康診断等の項目、予防接種の種類 又は採血に係る検査の種類	医師又は歯科医師である 実施責任者の氏名	移動健診等施設について (注4)
					有 ( 台) 無
					有 ( 台) 無
					有 ( 台) 無
					有 ( 台) 無
					有 ( 台) 無
					有 ( 台) 無

#### (記載上の注意点)

1. 本計画書は、おおむね1ヵ月から3ヵ月毎に所轄の保健所に提出すること。
2. 本計画書には、奈良県内で実施する巡回健診のみ記載すること。
3. 本計画書はA4サイズとする。
4. 移動健診等施設の利用をする場合は、有に○をし、台数を記載すること。使用しない場合には、無に○をすること。

#### (実施上の留意点)

1. 実施主体の既存の医療機関における通常の診療に支障が生じさせないこと。
2. 実施するにあたり、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、清潔保持および医療安全に留意すること。
3. 実施責任者は、医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理すること。

# ワクチンの迅速な接種のための体制確保 に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために開設する診療所の開設に係る届出は、以下のとおり取り扱います。

(令和3年2月10日付け地医第461号奈良県医療政策局長通知)

- 診療所の開設に係る届出においては、診療所に従事する医師の免許証の写しを添付します。(医療法施行規則第3条第1項第3号)
- 届出の際には、診療所に従事する医師の履歴書の添付は不要です。

※管理者に関しては、免許証の写し、平成16年4月以降医師免許取得者は臨床研修修了登録証の写しの添付をもとめるとともに、管理者兼任を確認するため履歴書の提出をお願いしています。

- 開設の届出は、令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡(※)のとおり、適切な時期に事後的に行うことが可能です。(「②新たに診療所を開設する場合の許可の申請又は届出に係る期限の緩和」を参照)

※「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱い(その2)」(令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)

本件に関するお問い合わせは、奈良県 地域医療連携課 医療管理係まで(0742-27-8653)

奈良市内については、奈良市保健所保健衛生課医事薬事係まで(0742-93-8395)